

第1章 事業計画

1.1 事業者の氏名及び住所

名称：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

代表者：会長 十倉雅和

所在地：大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

1.2 対象事業の名称、目的及び内容

1.2.1 対象事業の名称

対象事業の名称：2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）

1.2.2 事業の種類

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業（施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。）
- ・自動車ターミナル法第2条第4項に規定する自動車ターミナルその他の自動車の駐車のための施設の新設の事業（同時に駐車することのできる自動車の台数が1,000台以上である駐車場等を設けるものに限る。）

1.2.3 事業の目的及び経緯

1. 事業の目的

本事業は、2025年に、大阪府大阪市において、国際博覧会条約に基づく国際博覧会を開催するものである。

大阪・関西万博のテーマは、『いのち輝く未来社会のデザイン』である。「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマは、人間一人一人が、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、国際社会が共創していくことを推し進めるものである。

言い換えれば、大阪・関西万博は、格差や対立の拡大といった新たな社会課題や、AIやバイオテクノロジー等の科学技術の発展、その結果としての長寿命化といった変化に直面する中で、参加者一人一人に対し、自らにとって「幸福な生き方とは何か」を正面から問う、初めての万博になる。

近年、人々の価値観や生き方がますます多様化するとともに、技術革新によって誰もがこれまで想像しえなかった量の情報にアクセスし、やりとりを行うことが可能となった。このような進展を踏まえ、大阪・関西万博では、世界の叢智とベストプラクティスを大阪・関西地域に集約し、多様な価値観を踏まえた上での諸課題の解決策を提示していく。

2. 誘致・開催決定の経緯

国際博覧会（万博）は登録博覧会（旧一般博）と認定博覧会（旧特別博）の2種類がある。日本では過去に大阪万博（大阪：1970年一般博）、沖縄海洋博（沖縄：1975年特別博）、つくば博（茨城：1985年特別博）、大阪園芸博（大阪：1990年特別博）、愛・地球博（愛知：2005年登録博）を開催している。

大阪府は、2025年登録博覧会の大阪誘致に向けた検討を行う、行政、経済界、有識者から成る

「国際博覧会大阪誘致構想検討会」（2015年）、「2025年万博基本構想検討会議」（2016年6月）の議論を経て、「2025日本万国博覧会基本構想案」（2016年11月）を取りまとめ、国へ提出した。

大阪府からの提案を受けて、経済産業省は、万博立候補に向けた国としての検討を行うために、「2025年国際博覧会検討会」を設置（2016年12月）し、パブリックコメントを経たうえで報告書を作成（2017年4月）した。国は、本報告を踏まえ立候補及び開催申請の閣議了解を経て、2017年9月に博覧会国際事務局（BIE）へ立候補申請文書を提出した。その後、2018年11月の第164回BIE総会での開催国決定の投票により、2025年国際博覧会の開催国が日本に決定した。また、2020年12月1日には、第167回BIE総会が開催され、登録申請が承認されている。

なお、一般社団法人2025年日本国際博覧会協会は、2019年1月に設立、同年5月に「平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」第14条第1項に基づく博覧会業務を適切かつ確実にを行うことができるものとして「博覧会協会」に指定された。また、2019年10月に公益社団法人として認定され、移行した。

3. 開催場所の選定の経緯

開催場所の選定は、2025日本万国博覧会基本構想案の策定にあたり大阪府が設置した「2025年万博基本構想検討会議」において、「会場用地100ha以上」と「交通基盤」を条件に、図1.2.1に示す7か所（「彩都東部・万博記念公園」、「服部緑地」、「花博記念公園鶴見緑地」、「舞洲」、「夢洲」、「大泉緑地」、「りんくうタウン」）が検討された。

その結果、100ha以上の会場用地や、会場への交通アクセスも確保でき、埋立地を活用することによる自然への負荷が少ないことに加え、既存の大都市機能を活用できることから夢洲が選定された。



出典：2025年万博基本構想検討会議 第1回整備等部会資料

図 1.2.1 万博会場候補地

1.2.4 事業の内容

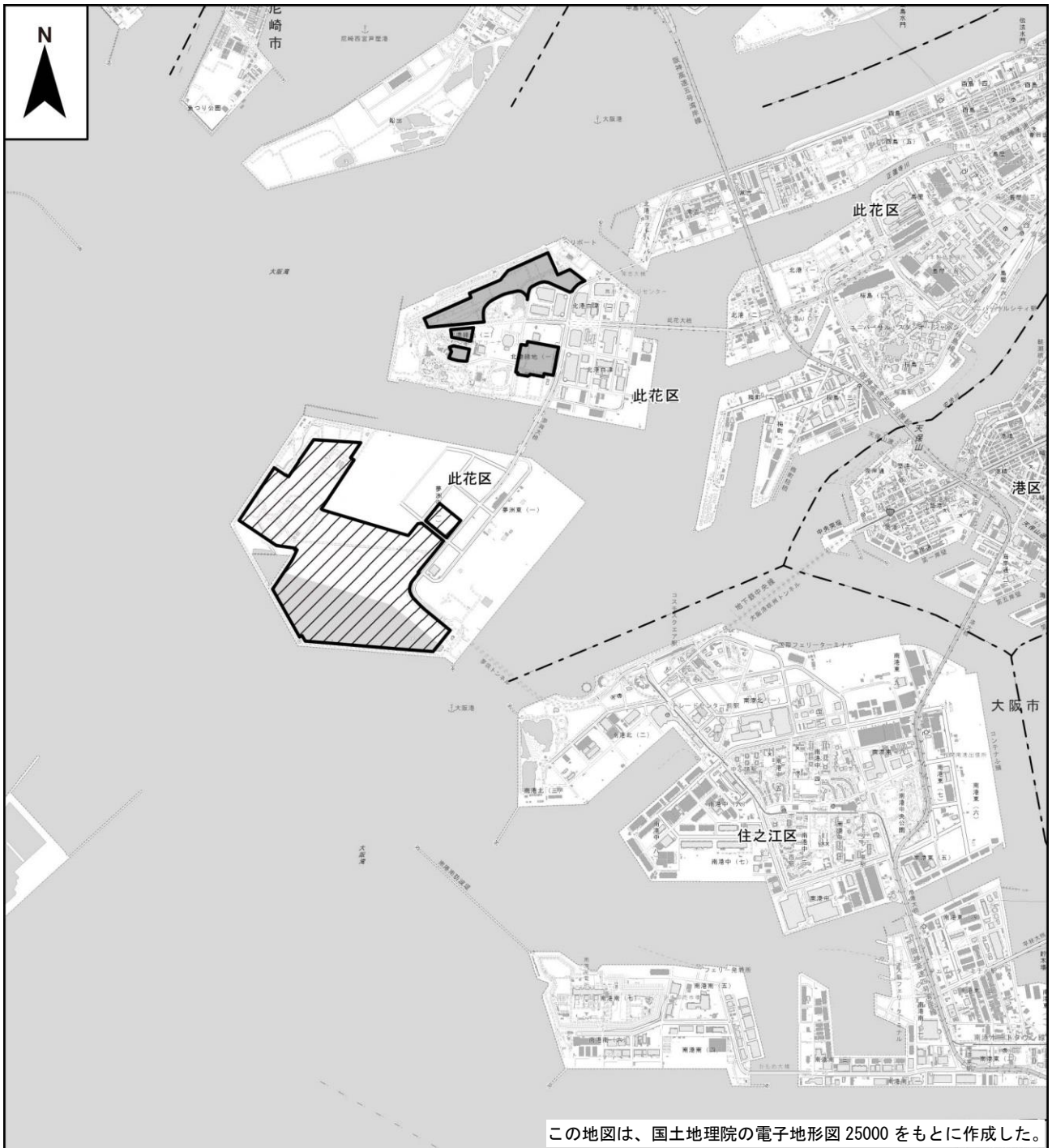
1. 事業の位置

会場予定地が位置する此花区夢洲は、図 1.2.2(1)に示すとおり、大阪市の臨海部にある面積約 390ha の埋立地であり、大阪港に位置している。夢洲内の東側は、高水準のコンテナ物流拠点として、夢洲コンテナターミナルが既に供用している。西側は、廃棄物埋立処分場であり、その一部に大規模太陽光発電施設（メガソーラー）が設置されている。会場予定地は、図 1.2.2(2)に示すとおりであり、約 159ha となる。また、来場者のための駐車場を此花区舞洲に整備する。（仮称）舞洲駐車場予定地は、図 1.2.2(2)に示すとおりであり、約 31ha となる。

また、（仮称）舞洲駐車場予定地が位置する此花区舞洲は、図 1.2.2(1)に示すとおり、夢洲に隣接する面積約 220ha の埋立地で、スポーツ公園等の野外活動施設、焼却工場（大阪広域環境施設組合舞洲工場）及び下水汚泥処理施設（大阪市舞洲スラッジセンター）等が存在している。



図 1.2.2(1) 事業計画地の位置図（概要）



凡例




-  会場予定地
-  (仮称) 舞洲駐車場予定地
-  市区界



図 1.2.2(2) 事業計画地の位置図 (詳細)